

義務教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月 5日

河合町長 清 原 和 人

河合町条例第27号

義務教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

義務教育施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年4月河合村条例第12号）  
の一部を次のように改正する。

第2条の表河合町立河合第三小学校の項を削る。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。